

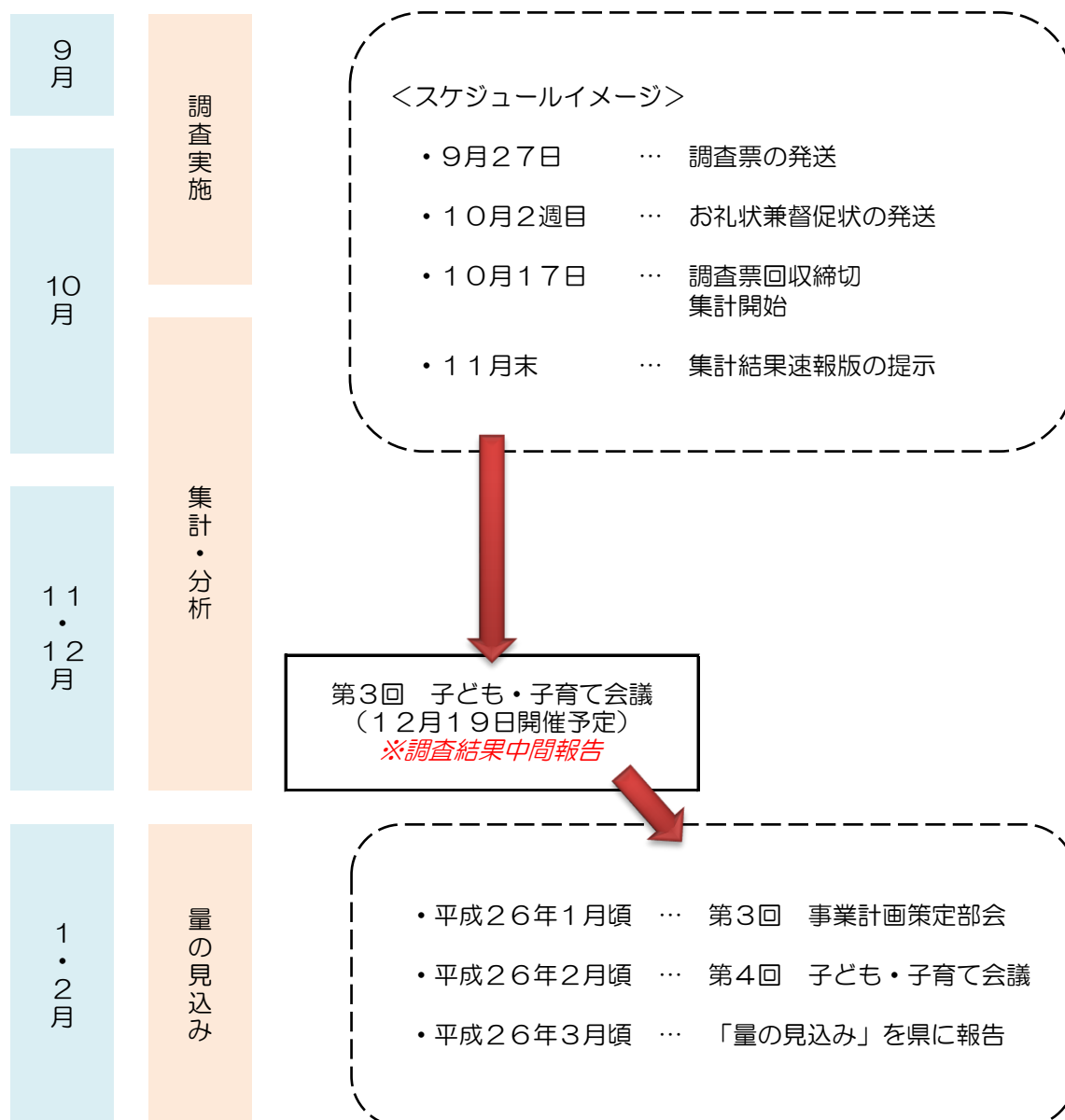
ニーズ調査実施の報告について

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成25年10月4日

1. ニーズ調査票の発送について

- 9月27日（金）調査票を発送。10月17日（木）までを調査期間とし、調査票の発送・回収ともに郵送による。
- 調査対象は、0～2歳児の保護者1,500件、3～5歳児の保護者1,500件、小学生の保護者2,000件をそれぞれ無作為抽出。内訳としては、
 - ・ 0～2歳児 … 各年齢区分ごとに500件ずつ
 - ・ 3～5歳児 … 各年齢区分ごとに500件ずつ
 - ・ 小学生 … 各年齢区分ごとに約333件ずつ
- 調査票のボリュームは、送付した見本のとおり、0～2歳児の保護者用が20ページ、3～5歳児の保護者用が20ページ、小学生の保護者用が16ページ。

2. 今後のスケジュールについて



3. 奈良県が実施する「子育て実態調査」について

平成27年度以降の子ども・子育て支援新制度に向け、現行の「奈良県こども・子育て応援プラン」（H22～26奈良県次世代育成支援後期行動計画）の成果の検証を行うとともに、奈良県らしい子育て支援策を検討し、子ども・子育て支援法に基づく県計画策定のための基礎資料とするため、県民の子育てに関する現状と意識を調査する。

（1）調査概要について

○ 調査対象

- 【夫婦調査】 … 妻が50歳未満の夫婦
- 【独身者調査】 … 18歳以上50歳未満の独身者

○ 調査方法

調査区及び調査対象を無作為抽出したうえで、調査員が対象者に調査票を配布し、後日回収。
調査対象者が調査票に記入する。

○ 調査期間

平成25年9月9日（月）～10月31日（木）

（2）設問内容について

○ 夫婦調査

- ① 基礎データ
- ② 夫婦の就労の状況
- ③ 夫婦の結婚のきっかけ
- ④ 妊娠・出産に状況
- ⑤ 子育ての手助けの有無と支援制度の利用状況
- ⑥ 子どもを持つことへの考え
- ⑦ 家族観・子ども観
- ⑧ 出産や子育てに対する不安感・負担感
- ⑨ 県の子育て支援策

○ 独身者調査

- ① 基礎データ
- ② 就労の状況
- ③ 結婚観や現在の生活の状況
- ④ 結婚、家庭、子どもを持つことへの考え

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の概要

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成25年10月4日

1. 基本指針とは

基本指針は、新たな制度の下、子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より引用)

具体的には、

- 子ども・子育て支援の意義、新制度に関する基本的事項、自治体の事業計画の作成に関する事項、その他関連施策との連携に関する事項等を定めたもの。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法第60条に基づいて、基本指針を策定。

2. 基本指針の構成

基本指針	第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項
	第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
	第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
	第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
	第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
	第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
別表第一	市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項
別表第二	教育・保育の参酌標準
別表第三	地域子ども・子育て支援事業の参酌標準
別表第四	市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項
別表第五	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項
別表第六	教育・保育の参酌標準
別表第七	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

3. 基本指針各章の概要

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

(1) 構成について

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

(2) 概要について

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、「家庭は教育の原点であり、出発点である」という認識が前提。
- 子育てとは、「本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営み」。
- 子ども・子育て支援とは、「保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと」。

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

(1) 構成について

- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働
 - 1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働
 - 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働
 - 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働
 - 4 国と地方公共団体との連携及び協働

(2) 概要について

- 市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。
- 具体的には、市町村は、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、市町村は、国及び都道府県との連携だけではなく、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うためにも、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

(1) 構成について

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等
 - 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
 - 4 計画期間における数値目標の設定
 - 5 住民の意見の反映
 - 6 他の計画との関係
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
 - 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

(2) 概要について

- 事業計画の策定に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況の把握するとともに、保護者に対する調査等により利用希望を把握し、量の見込みを設定すること。その際は、市町村の関係部局間の連携を促進する取組のほか、子ども・子育て会議又は子育て当事者の意見を聴かなければならない。また、現行の次世代計画に係る分析・評価を行うこと。
- 市町村が事業計画に定めることとされている事項（必須記載事項）としては、①教育・保育提供区域の設定、②各年度の教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期、③各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期、④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び体制の確保の4項目。
- 需給調整の規定について、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、この規定によらず、子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で認可・認定が行われるように設定することを基本とする。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

(1) 概要について

- 市町村は要保護児童や障がい児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として支援の基盤整備を行うとし、一方、都道府県は児童相談所を中心に子どもに関する専門的な知識、技術を必要とする施策を推進し、市町村との連携を確保し支援を必要とする家庭に必要な支援が届くように取り組むものとする。

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(1) 概要について

- 子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調査の双方を早期に実現することが必要であり、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを行うため、国において働き方の見直しや父親も子育てができる働き方の実現等の施策を推進するものとする。

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

(1) 概要について

- 子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策等の実施状況について、点検・評価を行い、必要に応じて改善を促すものとする。これに対し、市町村は、点検・評価の結果を公表するとともに、必要な措置を講じること。

(参考) 市町村事業計画の記載事項のまとめ

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

事 項	内 容
一 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては年齢区分ごと。次号、次表第2号及び別表第5第2号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

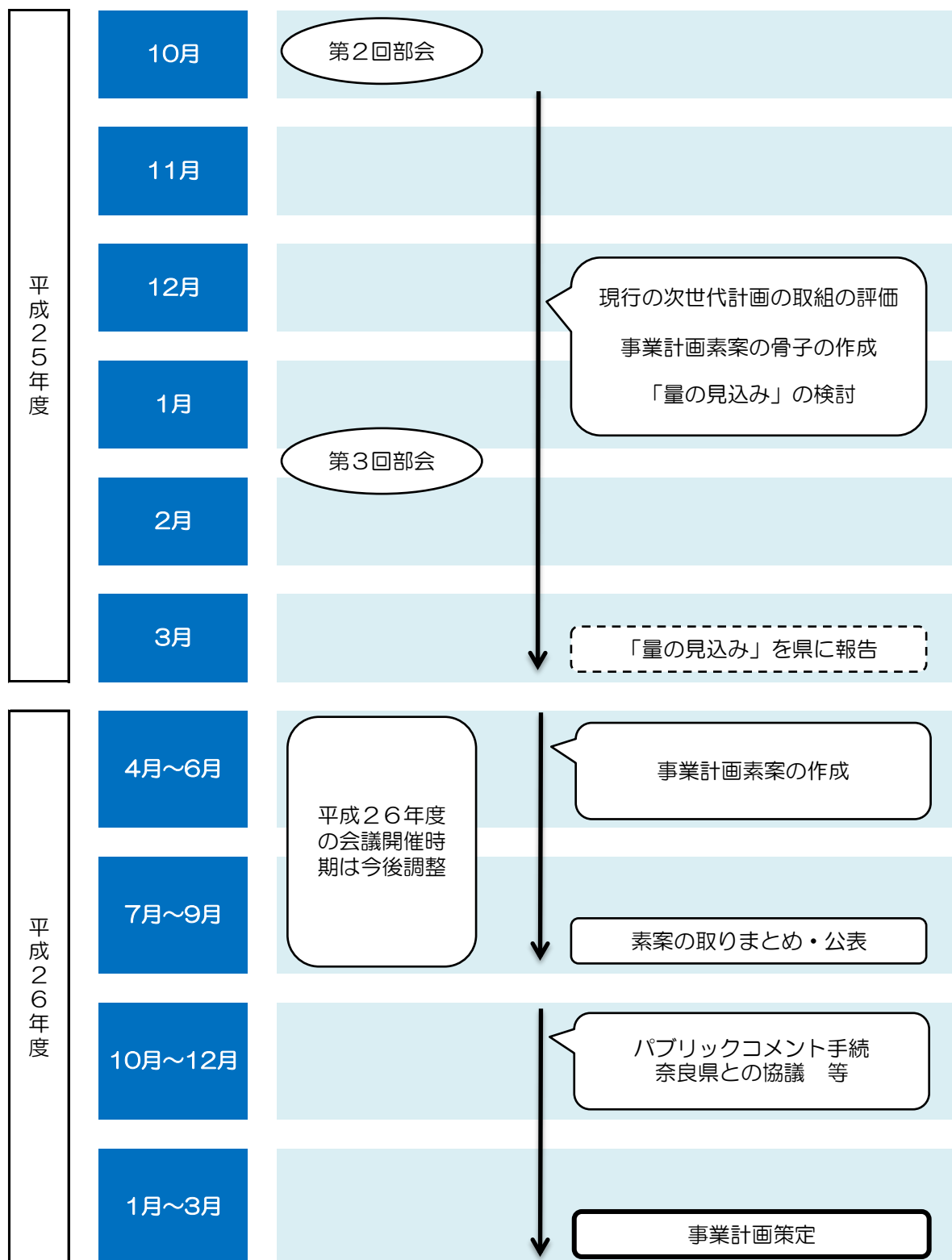
(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項

事 項	内 容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
二 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等各市町村の実情に応じた施策を定めること。
三 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
五 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
六 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
七 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

事業計画素案の骨子作成に向けた基礎資料

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成25年10月4日

1. 事業計画策定までのスケジュール



※平成26年度については、事業計画作成の進捗状況について、四半期ごと等の一定の期間ごとに、県に報告・協議を行う予定。

2. 事業計画の構成イメージ（案）

（仮称）奈良市
子ども・子育て支援
事業計画



<事業計画の構成（案）>

I. 事業計画の策定について

- 事業計画の目的・趣旨、事業計画の位置づけ
- 事業計画の対象・期間、本市の他計画との関係

II. 事業計画の基本的な理念・考え方について

- 本市の子ども・子育てに対する基本理念、基本方針
- 事業計画の基本目標や施策の方向

III. 子ども・子育て支援のこれからの取組について

- 本市の子ども・子育て環境を取り巻く状況と課題
- 現行施策の各分野の現状と課題
- これからの取組（提供区域の設定、需給計画の策定、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保、今後5年間の取組で目指すもの、今後の取組により得られる効果）

IV. 各区の実施計画について

- 各提供区域における5か年の需給計画
（教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期）

V. 計画の推進体制について

- 事業計画の点検・評価の実施と手法

VI. 事業一覧・参考資料等

3. 事業計画素案の骨子（案）について

（１）骨子の検討に当たっての視点について

事業計画素案の骨子の検討に当たっては、以下の視点をベースとします。

1. 読み手を意識した構成、レイアウト

子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画は、行政職員だけではなく、子育て当事者として、現在子育て中の保護者の方、子育て支援事業に従事している方をはじめ、様々な関係者の参画によって作り上げられるもの。

よって、子育て当事者が参加して作り上げた実感できるもの、読んでみたいと感じてもらえるもの、つまり現行の次世代育成支援行動計画の構成にとらわれたものや、「行政の計画」そのものにならないよう検討。

（検討いただきたいポイント）

- ・「奈良市子ども・子育て支援事業計画」ではなく、「〇〇プラン」としてみてはどうか。
- ・利用者の視点を考慮して、子どもの年齢やライフステージに応じた利用可能な事業・サービスを整理したページを計画の前半に入れてみてはどうか。
- ・細かな事業一覧は、参考資料に掲載し、各区域ごとに現状の課題と今後の目標に重きを置いてはどうか。
- ・単なる整備目標だけではなく、目標達成後の保護者への効果、影響を初めの部分で明示してはどうか。

2. 現行の次世代計画との関連性（資料５及び６参照）

本市では、「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」という基本理念のもと奈良市次世代育成支援行動計画を策定し、現在は後期計画（平成２２年度～２６年度）に基づき各種子育て支援に関する施策及び事業を実施している。

現行の次世代計画は、平成２６年度に終了することから、本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、現行の次世代計画の考え方や内容を踏まえつつ、事業計画に引き継ぐ内容を検討するものとする。

ただし、新制度の方針をまとめた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」の内容や奈良市子ども・子育て会議及び部会からの提出意見については、反映・修正するものとする。

（検討いただきたいポイント）

- ・現行計画を踏襲するものが、基本理念や基本目標等の計画に対する考え方はそのままではよいのかどうか。

3. 関連施策との連携について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）において、市町村が定める事業計画に記載する内容のうち、

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

については、事業計画の任意記載事項と定められているが、例えばワーク・ライフ・バランスと子ども・子育て支援新制度は、車の両輪と考えられることから、本市の事業計画を策定する際は、関係する他課所管の計画と連携・整合を図るという形で策定する。

(検討いただきたいポイント)

- ・ 任意記載事項については、他課所管の計画との整合性を保つため、基本的には既存の部門計画に委ねることとし、必要に応じて事業計画にもその内容を記載するという形ではどうか。

4. 計画の進捗管理について

子ども・子育て会議の役割の一つとして、事業計画策定後のPDCAサイクルの確保が挙げられるが、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」に関する事項は、任意記載事項となっている。

しかし、現行の次世代計画では、後期計画策定後に計画の見直しが行われていないことや、子ども・子育てを取り巻く状況は年々変化していくことから、今回策定しようとする事業計画については、奈良市子ども・子育て会議において事業計画の点検及び評価を行う旨を明示することで、PDCAサイクルを確保するものとする。

(検討いただきたいポイント)

- ・ 計画の点検及び評価に当たっては、市全体ではなく、区域ごとに実施してはどうか。
(問題点だけではなく、良い評価も公表。評価手法や評価時期については、別途要検討。)
- ・ 事業計画に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を比較して、乖離が生じている場合等、必要がある場合は3年目を目安として、計画を見直す旨を明示してはどうか。
- ・ 国の子ども・子育て会議では、「費用対効果」についても言及されていたが、「確保の内容」の手法は様々であり、金額の大小とは直接的なつながりがあるかどうかは不透明なことから、事業計画では明記しない方向で検討してはどうか。

(2) 第3回部会までの事務局作業について

第3回部会までに予定している事務局作業のうち、主な事項は次のとおり。

①事業計画素案の骨子に関する事項

- 本日の審議結果を踏まえ、事業計画素案の骨子（案）の肉付け
- 現行の次世代計画から引き継ぐ施策（案）の作成
- 現行の次世代計画の取組の評価

※必要に応じて、子ども・子育て会議委員への意見募集や、各事業所管課への照会を依頼する予定

②「量の見込み」に関する事項

- 私立幼稚園や認可外保育施設の利用者の実態調査
(保護者へのアンケート調査ではなく、施設に対する調査を予定)

奈良市次世代育成支援行動計画

《後期》
(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月
奈良市

策定の目的

わが国の出生数は、年々減少し続けており、戦後の第一次ベビーブーム（昭和22～24年）には毎年約260万人の子どもが生まれていましたが、平成20年現在では約109万人となっています。

この少子化の事態は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性が育ちににくくなるという問題を生じさせ、社会経済全体への様々な影響が懸念されています。

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて児童福祉法が改正され、今後10年間ににおける集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本市においては、「奈良市児童育成計画」を引き継ぎ、平成17年3月に、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期）」（以下「前期行動計画」という。）を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成19年12月に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、さらに、平成20年2月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした流れを受け、本市においても前期行動計画の策定以降も、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の間中年にこれまでの前期行動計画の取り組みを見直し、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期）」（以下「後期行動計画」という。）を新たに策定するものです。



計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、奈良市総合計画や地域福祉計画を上位計画とし、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成17年度から5年を1期とした行動計画を定めるものとしています。

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される行動計画（後期行動計画）であり、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。



基本理念

豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら

— 子どもたちの笑顔が輝^{ひか}るまちづくり —

すべての人の尊厳と平等が保障され、権利が認められることが、自由で平和な未来を築く基礎となります。

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。

そこで、奈良市では、次に掲げる事項を踏まえて基本理念を位置づけ、実現に向けて取り組みます。

1. 子どもの人権を尊重し、明日の奈良市を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら、自分で未来をひらく力を身につけられるまちづくりをめざします。
2. 子どもたちがすこやかに育ち、その笑顔が輝き続けることができるように、安心して子どもを生み育て、子育てに喜びや希望を感じられる社会をめざします。

さらに、本計画では、深刻化する急速な少子化の進行に歯止めをかけるため、新たな少子化への対応を視野に入れ、子育て支援施策を横断的・総合的に推進していきます。

基本目標



基本目標 1

子どもを安心して 楽しく育てられるまち

すべての子育て家庭が適切な支援を受けたり、子育てにかかるあらゆる負担を軽減したりすることで、子どもを安心して育て、子どもとのふれあいの中から、喜びと楽しさを感じられるまちをめざします。

仕事と子育ての両立支援の充実

施策の方向性

①男女共同の子育ての促進

- ア) 男性の家庭参画に向けた事業の展開
- イ) 父親の積極的な育児参加に向けた事業の展開

②多様な子育て支援サービスの充実

- ア) 待機児童解消などに向けた保育所と幼稚園の連携
- イ) 多様な働き方に対応した子育て支援サービスの実施
- ウ) 子育て不安や負担を解消するための子育て支援サービスの実施

★エ) 駅前保育所の設置



子育てに関する相談および経済的支援の充実

施策の方向性

①子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充

- ア) 地域における子育て家庭の孤立化の防止
- イ) 地域における子育て支援の充実

②子育て家庭への経済的な支援の充実

- ア) 子育て家庭への経済的負担の軽減
- イ) 各種手当等の周知、利便性の改善

★乳幼児医療費助成制度の拡大

様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実

施策の方向性

①ひとり親家庭への支援の充実

- ア) 母子家庭と父子家庭への自立支援

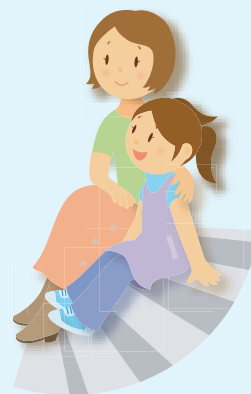
②障がいのある子どもまたは保護者、その家庭への支援の充実

- ア) 障がいのある子どもへの施策の充実
- イ) 地域における障がいに対する理解の普及・啓発

③児童虐待防止などの取り組み

- ア) 地域のネットワークによる子どもを守る体制の構築
- イ) 児童虐待の発生予防に向けた支援の充実

★養育支援訪問事業



基本目標2

子どもがいきいきと 心豊かに育つまち

子どもたちの豊かな感性や自主性を育み、健康で基本的な生活習慣を身につける保育および教育を推進するとともに、遊びや多様な体験活動、仲間同士や世代間交流の人間関係などを通じて、問題を解決する力や人を思いやる心を育むまちをめざします。

豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造

施策の方向性

①豊かな感性を育て、ゆとりある保育環境の充実

- ア) 豊かな感性の育成
- イ) 心身の健全育成

②豊かな人間性と「生きる力」を育む学校（園）教育の充実

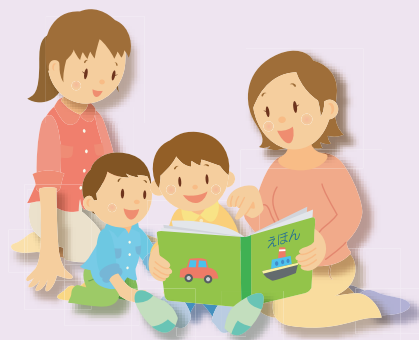
- ア) 豊かな人間性と「生きる力」の育成
- イ) 自主的・自立的な学校運営の推進
- ウ) 多様な教育ニーズへの対応

★ 小学校での30人学級導入

- エ) 地域学習に向けた地域との連携

③児童の不安や悩み、心の問題への対応の充実

- ア) 子どもや保護者、教職員に対する教育相談体制の充実
- イ) 多種多様な相談機能の検討



遊びや多様な活動への支援

施策の方向性

①子どもにとって魅力ある遊び環境の創造

- ア) 地域資源の活用促進による子どもの居場所づくりの推進
- イ) 子どもの多様化する環境に対応した、子ども同士の自主活動の場の確保

②体験活動、学習活動の充実

- ア) 地域資源を活用した体験、学習機会の充実

③スポーツ、芸術、文化などの振興

- ア) いつでも、どこでも、いつまでも親しめるスポーツ活動の促進
- イ) 芸術、文化を大切にするところを育む機会の充実



基本目標3

地域で子どもや子育てを支援するまち

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、子どもや子育てに関する様々な課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民が協働して解決に取り組み、地域全体で子どもや子育てを支援するまちをめざします。また、地域の子どもの交流などを通じて、子育て体験が少ない若い世代が将来、子どもをもつことに夢や希望を感じられるまちをめざします。

地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進

施策の方向性

①地域ぐるみの子育て支援の充実

ア) 子育て家庭への支援の充実

②地域の子育て支援活動の充実

ア) 放課後子ども教室などへの地域住民の参画の強化

地域の子育て支援機能の強化

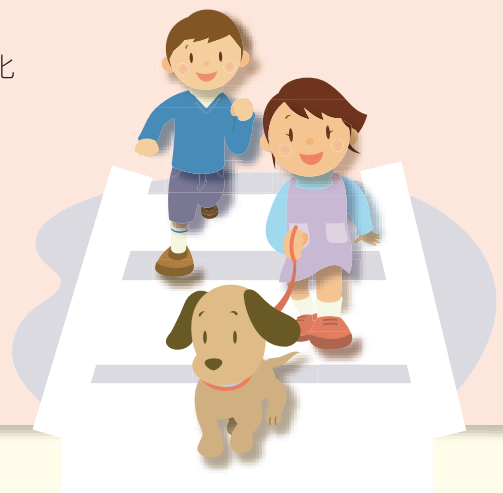
施策の方向性

①地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進

ア) 地域における保育所、幼稚園、学校の専門的機能の強化
イ) 学校や地域からの評価

②地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進

ア) 子どもの安全・安心まちづくり
イ) 子どもの交通安全活動の推進



基本目標4

家族がいつまでも 健康で安全・快適に 暮らせるまち

母子保健や医療施策の推進をはじめとして、乳幼児や保護者の様々な各ライフステージを通じた健康づくりを積極的に進めるとともに、子どもの成長などによる多様なニーズに応じたゆとりある居住空間や子ども・子育て家庭にやさしい生活環境、防犯、交通安全の確保など、家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまちをめざします。

健康づくり、母子保健、医療施設の充実

施策の方向性

①健康づくり、健康教育の拡充

ア) 年代に応じた健康教育の推進 ★ 中学校給食の実施

②妊産婦と子どもの健康管理の充実

ア) 妊娠期からの継続した支援の推進 ★ 乳児家庭全戸訪問事業
イ) 保健、医療、福祉および教育の連携による母子保健施策の充実 ★ 妊産婦・乳幼児健康相談事業

③医療体制の充実、保健施設等の整備

ア) かかりつけ医の普及など医療体制の整備
イ) 不妊への支援の充実



子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進

施策の方向性

①子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進

ア) 良質な住宅の確保
イ) 地域における良質な居住環境の確保

②子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進

ア) 子ども連れでの外出が安全で快適な道路交通環境の整備
イ) ハード・ソフト両面の一体的なバリアフリー化による安心して外出できる環境づくり



1 庁内体制の整備

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、奈良市少子化対策推進本部を中心に、奈良市次世代育成支援行動計画を策定し、推進するとともに、少子化対策推進のための企画、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

2 家庭・地域における取り組みや活動との連携

よりよい子育て環境づくりは、行政の取り組みだけでは実現できません。子どもや子育て家庭に対して個別に支援するとともに、さらに、家庭・地域が、積極的に家庭や地域の子育てに関する課題を解決していくことが求められています。

そこで、直接的な子育て支援の取り組みだけでなく、子どもの持つ本来の力、家庭が持つべき子育て力を回復するため、「子育て」「親育ち」という自立の視点のもと、子育てサークル、ボランティア、さらにNPOなどの関係機関・団体や個人の活動を支援し、連携しながら引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

3 市民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むためには、市民や企業、関係団体および行政が協働して進める必要があります。中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、市民や企業、関係団体等は、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。しみんだよりやパンフレット、ホームページ等で情報提供し、子育てに関するイベントや講座等を利用するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報・啓発に努めます。

4 計画の進捗管理

計画の適切な進捗管理にあたり、施策の点検、評価を行い、各種施策の新たな課題を把握し、今後の施策運営に役立てます。

後期計画では、市民ニーズや社会情勢、国の動向に的確かつ柔軟に対応し、市民と行政が一体となってより効果のある計画推進に向け、奈良市次世代育成支援対策地域協議会と奈良市少子化対策推進本部において、「PDCAサイクル」による継続的改善の考え方を基本に、各年度の事業の進捗管理をしながら施策の改善および向上へとつなげていきます。

また、計画の各年度の実施状況について市民への公表が義務づけられているため、しみんだよりやホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

奈良市次世代育成支援行動計画《後期》

発行日 平成22年3月
発行 奈良市
編集 奈良市 保健福祉部 子育て課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-5042 FAX 0742-34-4796

